

西海市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 耐震診断支援事業（第3条―第9条）

第3章 耐震改修計画作成支援事業（第10条―第16条）

第4章 耐震改修工事支援事業（第17条―第24条）

第5章 雑則（第25条―第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、国の社会資本整備総合交付金及び長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金を活用し、戸建木造住宅の所有者に対し、耐震診断、耐震改修計画及び耐震改修工事の費用の一部を補助する西海市安全・安心住まいづくり支援事業の実施に関し、必要な事項を定め、もって地震に対する住宅の安全性の確保の促進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された戸建木造住宅（延べ床面積の過半の部分が、住宅の用に供されているものに限る。）をいう。

（2） 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」に基づき実施する診断をいう。

（3） 耐震基準 耐震化のために必要となる次に掲げる基準をいう。

ア 住宅の構造耐力上主要な部分

（ア） 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上のもの

（イ） 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの

イ 敷地、非構造部材

(ア) 屋根葺き材又は屋根等に設置された設備が、地震の震動又は衝撃で落下しないもの

(イ) ブロック塀、門柱等が、地震の震動又は衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないもの

(4) 耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画をいう。

(5) 耐震改修工事 旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を耐震基準に適合させるために実施する改修工事（当該住宅を撤去して行う新築工事を含む。）で、市内に本店、支店、営業所等をも有し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた事業所が施工するものをいう。

(6) 耐震診断士 一般社団法人長崎県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が作成する「長崎県木造住宅耐震診断士名簿」に登載されている者のうち長崎県知事（以下「知事」という。）が認める講習会に参加した者をいう。

第2章 耐震診断支援事業

（耐震診断の実施の委託）

第3条 市長は、耐震診断の実施を協会に委託するものとする。

（対象住宅）

第4条 耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う住宅（以下「診断対象住宅」という。）は、西海市内に存する戸建木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 旧基準木造住宅であるもの

(2) 階数が3以下のもの

(3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築されたもの（混構造のものにあつては、立体的なもので、その木造の部分に限る。）

(4) 所有者（市税を滞納していない者に限る。）が現に居住するもの

2 前項第1号の旧基準木造住宅には、次の各号に掲げるものを含むものとする。

- (1) 昭和56年12月末日までに固定資産課税台帳に記載されているもの
 - (2) 不動産登記の日付が、昭和56年8月末日以前であるもの
 - (3) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第15条第1項の規定による工事届出が受理されているもの
- (耐震診断の申込と実施の決定)

第5条 対象住宅の耐震診断を受けようとする診断対象住宅の所有者（以下「申込者」という。）は、木造住宅耐震診断申込書兼西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金（耐震改修計画作成）交付申請書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 確認通知書（写）又は建設年月の確認の為の図書
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申込書の提出があったときは、申込書の内容を確認し、適当と認め、耐震診断の実施を決定し、当該申込者に対して木造住宅耐震診断選定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(耐震診断士の派遣と耐震診断の実施)

第6条 市長は、前条第3項の規定による決定をしたときは、速やかに協会に対し耐震診断士の派遣を要請するものとする。

2 協会は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、申込者に対して木造住宅耐震診断士派遣連絡書（様式第3号）及び耐震診断に係る納付書を送付するものとする。

3 協会により選定された耐震診断士は、遅滞なく対象住宅の耐震診断を実施しなければならない。

(自己負担額)

第7条 木造住宅耐震診断選定通知書を受けた申込者は、前条第2項の規定に基づき送付された納付書により、協会の指定する日までに、耐震診断の費用のうち自己負担額である23,000円を支払うものとする。

(完了実績報告)

第8条 協会は、第6条の規定による耐震診断の実施結果について、遅滞なく、木造住宅耐震診断報告書（以下「報告書」という。）3部を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された報告書の記載内容について、協会又は当該耐震診断士に対して必要な指示ができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告書に記載された診断結果を適当と認めたときは、報告書1部を申込者に交付するものとする。

（守秘義務）

第9条 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、職務上知り得た個人情報その他に漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 申込者に対して、不必要な耐震診断、設計及び工事を勧めること。

（2） 当該事務に関する処理を、他の者に委託し、又は請け負わせること。

（3） その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

第3章 耐震改修計画作成支援事業

（補助対象計画）

第10条 西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる耐震改修計画は、旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅（以下「補助対象住宅」という。）について、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士により作成される耐震改修計画とする。

（補助金の額）

第11条 耐震改修計画を作成した者は、補助対象住宅の耐震改修計画作成に要した費用の額の3分の2の額（当該額が7万円を超える場合には7万円）の補助を受けることができる。

2 補助金の交付については、この告示に定めるもののほか、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

（補助金の申請及び決定）

第12条 規則第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の申請をしようとする者は、申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 耐震診断結果資料（第2章の規定による耐震診断支援事業を利用しなかった場合のみ）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第7条の規定にかかわらず、市長は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（計画作成の中止）

第13条 規則第8条第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、耐震改修計画作成を中止しようとするときには、木造住宅耐震改修計画作成中止届出書（様式第5号。以下「計画中止届」という。）を、市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、耐震改修計画作成の中止について準用する。

（完了届）

第14条 規則第13条の規定にかかわらず、当該交付決定者は、耐震改修計画作成が完了したときは、木造住宅耐震改修計画作成完了届（様式第6号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 耐震改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）

(2) 耐震改修計画作成に係る経費の領収書又は請求書

(3) その他市長が必要と認める書類

（完了確認）

第15条 市長は、前条の規定による完了届を受理したときは、当該計画が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

2 規則第14条の規定にかかわらず、市長は、計画の内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、西海市安全・安心住まいづくり支援事

業補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、当該計画の内容が耐震基準に適合していないと認めたときは、交付決定者に対して、審査結果不備事項通知書（様式第8号）により通知したうえで、補正を指導するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条第2項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を、市長に提出するものとする。

第4章 耐震改修工事支援事業

（対象住宅）

第17条 この告示に基づき耐震改修工事に対する補助金の交付を受けることができる住宅（以下「耐震改修対象住宅」という。）は、第2条第2号に規定する耐震診断の結果を受け、同条第5号に規定する耐震改修工事を実施しようとする住宅とする。

（補助金額等）

第18条 耐震改修工事に対する補助金の額は、工事に要した費用の2分の1の額（上限は60万円）とする。

（申請手続と交付の決定）

第19条 申請者は、西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付申請書（耐震改修工事）（様式第10号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）耐震診断結果資料（第2章の規定による耐震診断支援事業を利用しなかった場合のみ）
- （2）改修計画概要書（第3章の規定による耐震改修計画作成支援事業を利用しなかった場合のみ）
- （3）工事の内容を示す平面図その他の図面
- （4）工事費の内訳書
- （5）改修工事予定箇所の写真
- （6）その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号に定める書類は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が作成したものでなければならない。

3 市長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対して、西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（耐震改修工事）（様式第11号）を交付するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（計画の変更）

第20条 前条第3項の規定により交付決定を受けた申請者（以下この章において「交付決定者」という。）は、工事の計画を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修工事計画変更承認申請書（様式第12号。以下「変更承認申請」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 前条第1項の申請で添付した書類のうち、変更となるもの

（2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修工事計画変更承認通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

3 前項の規定により、計画の変更を行うときは、前条第2項の規定を準用するものとする。

（工事の中止）

第21条 交付決定者は、工事を中止しようとするときは、木造住宅耐震改修工事中止届出書（様式第14号。以下「工事中止届」という。）を市長に提出しなければならない。

（完了届）

第22条 交付決定者は、工事が完了したときは、木造住宅耐震改修工事完了届（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 耐震改修工事实施の内容を示す図面

（2） 耐震改修工事に係る工事代金の領収書の写し又は請求書の写し

（3） 耐震改修工事实施箇所の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(完了確認)

第23条 市長は、前条の規定による完了届を受理したときは、当該工事がこの告示の規定に適合しているかを確認するものとする。

2 市長は、工事の内容が適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対して、西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金額確定通知書（耐震改修工事）（様式第16号）により通知する。

3 市長は、当該工事の内容がこの告示の規定に適合していないと認めたときは、交付決定者に対して、検査結果不備事項通知書（様式第17号）により通知したうえで、是正を指導するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定により確認又は是正を指導するときは、知事に対して立会い、又は意見を求めることができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第24条 前条第2項の規定による確定通知を受けた交付決定者は、西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書（耐震改修工事）（様式第18号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、前条第2項により確定した補助金の額を交付するものとする。

第5章 雑則

(交付決定の取り消し)

第25条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 第20条の規定による変更承認申請、第13条の規定による計画中止届又は第21条の規定による工事中止届を提出したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、西海市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第19号）により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるも

のとする。

（意見の聴取及び立入調査）

第26条 市長は、この告示に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者からの意見の聴取又は申請者の同意を得た上で補助対象住宅への立入調査を行うことができるものとする。

（補則）

第27条 この告示に定めるもののほか、西海市安全・安心住まいづくり支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年度に交付する補助金から適用する。